

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和 7 年 4 月 1 日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	東京都心身障害者医療費助成ファイル		
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長		
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	福祉部	障がいサービス課 担当 障がい相談係 電話番号 03（ 3579 ） 2362	
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）第十四条第一項に、「国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。」と定められており、東京都は「心身障害者の医療費の助成に関する条例」、「心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則」（以下、「規則」）を定め、心身障害者の医療費を助成し、障害者に必要な医療の給付を行い、また障がい者の経済的な負担の軽減を図っている。 板橋区では「東京都の事務における特別区の事務処理特例に関する条例」別表三十の項で規定する心身障害者医療費助成制度（以下、マル障）の受給者証の交付に係る申請の受理、医療費の支払い等の事務を適切に行うために利用し、保管している。		
記 録 項 目	1 氏名・個人番号・世帯番号 2 住所・郵便番号・方書 3 生年月日・年齢 4 性別 5 電話番号 6 続柄・家族構成 7 世帯主氏名 8 住所を定めた日 9 死亡年月日 10 転出年月日 11 転出先 12 保険者番号 13 被保険者記号・番号 14 生保受給者番号 15 取引金融機関 16 口座の種類・番号 17 心身障害者医療費助成受給者番号 18 心身障害者医療費助成受給者証有効期間 19 心身障害者医療費助成受給者交付年月日 20 心身障害者手帳種別	21 障害の程度 22 手帳 NO. 23 手帳交付日 24 診断日 25 現金給付 受付年月日 26 現金給付 受付番号 27 診断年月日 28 申請種別 29 支給年月日 30 支給額合計 31 受診医療機関 32 診療期間 33 手帳の有効期間 34 施設種別 35 施設入所日 36 施設退所日 37 保険者名 38 保険資格取得日 39 本人保険・家族保険の別 40 被保険者氏名	

記 録 範 囲	・マル障受給者証の交付申請をした者、または交付を受けている者（障がい者本人が 20 歳未満の時は、本人が加入している健康保険の被保険者を含む） ・マル障医療費の償還払い申請をした者（資格消滅まで）	
記録情報の収集方法	収集の相手方：マル障交付申請書を提出した者及びマル障医療助成費申請書を提出した者 収集の手段：窓口申請（紙）、郵送申請（紙）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む（上記記録項目の番号：20, 21 ） ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ あり（経常的提供先 東京都 口座振替事務委託先事業者 ） ☐ なし	
開示請求等を受け る組織の 名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☐ あり（他の法令の規定 ） ☒ なし	
個人情報 ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができする期間		
備考	業務の名称	医療費助成に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約 5,000 人
	その他	